

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 67 回 福祉国家と行政による個人情報の収集及び名寄せ

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

私自身が以前からもやもやしていたことに、行政が国民、住民にきめ細かな福祉サービスを提供するには、個人情報を多く収集し、それを名寄せした方がよいが、果たして本当にそれでよいのか、ということがあります。

この点について、2月21日に開催された「日本のバカげたデジタル化を憤る高齢者の会 第1回フォーラム」で森田朗教授は、「福祉国家では、行政は個人情報を活用するものである。行政がきめ細かく福祉を行うには、国民、住民のおかれている状況をできるだけ詳細かつ正確に把握することが必要」と指摘していたことが印象的でした（私の記憶によります。）。

そこで本稿では、福祉国家と行政による個人情報の収集及び名寄せについて私の考えを説明いたします。

2 福祉サービスの実施と行政による個人情報の収集及び名寄せ

行政が国民、住民にきめ細かな福祉サービスを提供しようとするれば、どうしても個人情報を多く収集し、収集した個人情報を名寄せして活用する必要性が生じます。たとえば、児童虐待防止業務であれば、子の情報を医療機関、幼稚園、保育園、学校や親族、近隣の人から収集するとともに、養育者との対応を細かく記録する必要があります。

子を養育する国民、住民への金銭給付では、子の年齢や養育する子の人数に基づき給付の有無や金額を決めるのであれば、それらのデータがそろっていれば給付額を計算できますが、所得を考慮するなら、所得のデータも必要になります。

国民、住民が行政に対して個人情報を秘匿しつつ、各国民、住民の状況に合わせたきめ細かな福祉サービスを求めることには矛盾があると言わざるを得ません。行政がきめ細かな福祉サービスを行うには、多くの個人情報の収集とその名寄せが不可欠です。

3 安全措置

福祉国家を志向するなら行政による多くの個人情報の収集及び名寄せが不可欠ですが、組織レベル及び公務員個人レベルでの個人情報の悪用が懸念されます。

悪用の懸念に対しては、国民、住民が悪用できないよう監視する仕組みを講じる必要があります。具体には、行政において、いつ誰がどのような目的でどの個人情報にアクセスしたかを、本人に通知する仕組みが有効と考えられます。本人がその内容をチェックすれば、正当なアクセスか悪用であるか、区別がつくと考えられます。たとえば、AさんがB

市役所から所得制限のある福祉給付を受けているとします。そのような状況で、A 市役所の福祉の担当者が A さんの所得情報にアクセスしていたら、正当なアクセスと考えられます。しかし、A 市役所の福祉及び税の担当部署以外の職員が A さんの所得情報にアクセスしていたら、悪用の可能性があります。

同様に、コンピュータ・システムによる個人情報へのアクセスについても、いつ、どのコンピュータ・システムがどのような目的でどの個人情報にアクセスしたかを本人に通知する仕組みが必要です。

また、組織レベルでの悪用の対策として、この監視の仕組みが有効に機能しているかを監視する組織が必要と考えられます。

4 コンピュータ・システムと憲法上の制約

行政による個人情報の収集及び名寄せを、よりきめ細かく行うには、コンピュータ・システムの利用が不可欠です。

その際、考慮しなければならないのは憲法判例です。憲法判例だけを考慮するのは、法令に係る判例については、当該法令を改正すれば対応できるからです。

憲法判例では、住基ネット判例（平成 20（2008）年 3 月 6 日）が注目されています。私も住基ネット判例を前提に私自身の統一システム構想^{※1}を検討していました。しかし、それより後にマイナンバー判例（令和 5（2021）年 3 月 9 日）がでていますので、マイナンバー判例をもとにどうすればよいかを考えた方がよいのではないのでしょうか。

なお、マイナンバー判例については、本連載において別稿で検討する予定です。

5 おわりに

（1）お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

（2）私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧）の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ（最初に表示されるページ）に私への連絡方法を掲載しています。

（3）官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

今年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査（代表）をしております。昨年 8 月から今月までに 7 回開催いたしました。次回は、5 月 10 日

(土) にオンラインで開催予定です。ご興味のある方は「官公庁 4.0 研究会」で検索してください。

※ 1) 岩崎和隆, “自治体システム標準化、統一システムでみんながハッピーになる全体最適を実現しよう”,

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/110500109/>参照 2025-3-20, 本音で議論、企業情報システムの「勘所」, 日経クロステック, 2024.